

有地品之允書翰（史料翻刻）

柴崎 力栄

知的財産学部 知的財産学科
(2014年9月30日受理)

ARICHI Shinanojō's Letters

by

Rikiei SHIBASAKI

Department of Intellectual Property, Faculty of Intellectual Property

Abstract

Vice admiral Arichi Shinanojō (有地品之允) retired from the Imperial Japanese Navy in 1895 and became a baron in 1896. His 35 letters reprinted here were addressed to 15 persons, including Enomoto Takeaki (榎本武揚), Oki Morikata (沖守固), Ito Hirobumi (伊藤博文), Tsuji Shinji (辻新次), Nomura Yasushi (野村靖), Shinagawa Yajirou (品川弥二郎), Terauchi Masatake (寺内正毅), Yamane Masatsugu (山根正次), Nagaoka Gaishi (長岡外史), Saito Makoto (齋藤実), Tokutomi Sohō (徳富蘇峰) and Sakatani Yoshirou (阪谷芳郎). These missives mainly show the relationship between the navy and the House of Peers, the organizing process of the Imperial Marine Association, and fundraising campaign for the Imperial Voluntary Fleet.

キーワード； 有地品之允，海軍，貴族院，帝国海事協会，帝国義勇艦隊

Keyword ; Arichi Shinanojō, Imperial Japanese Navy, House of Peers, Imperial Marine Association, Imperial Voluntary Fleet,

有地品之允書翰（史料翻刻）

知的財産学部 知的財産学科

柴崎力栄

（二〇一四年九月三〇日受理）

解説

国立国会図書館憲政資料室で閲覧可能な受信人十四名に宛てた有地品之允書翰三十二通と、神奈川県中郡二宮町に所在する徳富蘇峰記念塩崎財団（高野信篤理事長、施設名「徳富蘇峰記念館」）が所蔵する徳富蘇峰宛有地品之允書翰三通を翻刻する。排列は、受信人名の五十音順に並べ、同一受信人宛では差出順とし、年代が不明な書翰をそれぞれの末尾に置いた。有地と受信人を生年順に並べ、出身府県を付記すると左のようになる。

榎本武揚	一八三六年	東京
樺山資紀	一八三七年	鹿児島
沖 守固	一八四一年	鳥取
伊藤博文	〃	山口
辻 新次	一八四二年	長野
野村 靖	〃	山口
▽有地品之允	一八四三年	山口
品川弥二郎	〃	山口
樺山登茂	一八四六年	鹿児島
寺内正毅	一八五二年	山口
山根正次	一八五八年	山口
長岡外史	〃	山口
斎藤 実	〃	岩手
阪谷芳郎	一八六三年	岡山
徳富蘇峰	〃	熊本

一八八二:	六:	六	海軍大佐
	七:	七	比叡艦長
	一二:	二三	筑波艦長
一八八五:	一二:	一七	軍事部次長
一八八六:	二:	二四	兼造船会議議員
	三:	九	参謀本部海軍部一局長兼海軍部副官（五・一〇免兼）
	六:	一五	海軍少将
		一七	横軍港司令官兼海機校長
一八八七:	九:	二八	海兵校長兼将官会議議員
一八八九:	五:	一五	海軍参謀部長兼将官会議議員
一八九一:	六:	一七	常備艦隊長官
一八九二:	一二:	一二	海軍中将・呉鎮長官
一八九五:	五:	一一	常備艦隊長官
	一一:	一六	待命
	一二:	一九	予備役
一八九六:	六:	五	特授男爵
一八九七:	七:	二四	貴族院議員
一九〇六:	三:	一五	後備役
一九一一:	三:	一五	退役
一九一七:	四:	二七	枢密顧問官
一九一九:	一:	一七	没

有地について、平凡社『日本人名大事典』はつぎのように記す。
 アリチシナノジョー 有地品之允（一八四三―一九一九） 明治中期の軍人。海軍中将にして男爵。秋藩士藤馬の三子、天保十四年三月生る。名は信政、初称熊蔵、一葦と号した。年少より仕へて毛利侯の小

姓役となる。戊辰の役父と俱に奥州各地に戦つて功あり、明治二年始めて近衛兵の組織せられるや大隊軍監に挙げられ、翌三年歐洲に遊び軍事を視察して帰る。四年陸軍少佐に任官したが、七年海軍に転じ累進中将に昇り、二十七八年戦役には呉鎮守府司令長官、常備艦隊司令長官として勲功を樹て男爵を授けられた。三十年予備役となり、のち枢密顧問官に親任さる。平生、海軍思想の普及振作に力を致し、海軍協会を起してこれが理事長となつて大いに活躍した。大正八年一月十七日歿、年七十七。

右の文章は、皇紀を西曆に改めた以外は、一九三七年に『新撰大人名辞典』として刊行された初版のままである。「海軍思想」とあるのは誤植で、正しくは「海事思想」であろうし、予備役編入の年が誤つて明治「三十年」と記されているが、正しくは明治「二十八年」である。経歴から見ると、海軍大將に昇進することが期待されたが、下関講和条約発効後の台湾占領作戦中に発生した事件の責任を問われて、常備艦隊司令長官の職を解かれ、一八九五年十二月十九日、予備役に編入された。同年十月二十日、講和後の平時において、指揮下にあつた通報艦八重山が、イギリス汽船テールス号を台湾の領海外で臨検したことへの責任を問われた結果である。海軍中將の現役定年限年令（定年）が六十二歳であるのに対して、早期に五十二歳で予備役編入したことが、有地の後半生を形作る事になった。死去の前々年、一九一七年に枢密顧問官に任命された時の報道にその事情を窺うことができる（2）。

今回の有地男の任命に対しては海軍側の元老達も大に斡旋したりと云ふ。而して之を山県公及び寺内首相に口切りたるが井上元帥なり。井上元帥其他、曾て有地男と共に日清戦争の際まで我海軍の枢要任務にありし連中は、有地男のみが大過とも称し難きテールス号事件の為に予備役となり、大將級に昇る能はざりしを遺憾とし、何等かの機会に親任官に推挙したしとの念近來殊に熾烈なりしが、其結果竟に井上元帥の口より山県公に男を推薦することとなり、今回の任命を見るに至りたる次第なりと。

「山県公」は山県有朋、「寺内首相」は寺内正毅、「井上元帥」は、井上良馨である。海軍軍人としての不運により、若年で第二キャリアを始めざるを得なかつた事情が、以後、周囲の人々から公然・非公然の支持や助力を

得やすい立場に繋がった。

収録書翰は、(1)明治維新後社会的地位を得た東京在住の長州出身者内での交流を示す、(2)現役から予備役・後備役編入後を通じた海軍関係者との繋がりを示す、(3)貴族院男爵議員としての活動を示す、(4)初代の理事長を務めた帝国海軍協会の活動、殊に帝国義勇艦隊建設募金と建設後の維持に関する内容からなる。

以下、書翰ごとに見て行く。

伊藤博文宛「1.」は、海軍中將に昇進するとともに、常備艦隊司令長官から呉鎮守府長官に転じ、呉に赴任する際に、郷里の先輩である伊藤博文内閣総理大臣へ投じた挨拶状である。書翰文頭の「爾來御怪我追々御全快」とは、一八九二年十一月二十七日、伊藤が人力車で外出中、馬車と衝突して怪我を負つた事情への言及である。この書翰は、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書一』（塙書房、一九七三年）⁽³⁾に一度収録されたものであるが、今回、原史料と照合し、読みを訂正した。第一に、三行目の「山県大臣」は「山県大將」となっていたが、沖守固宛「1.」の六行目「宮内大臣」の「臣」と同じ字形であり、斎藤実宛「4.」四行目「將來」の「將」とは別であることから「山県大臣」とした。一八九三年一月現在、山県有朋は第二次伊藤博文内閣に司法大臣として在任中であつた。第二に、五行目「御都合可然刻奉願候」の「刻」は『伊藤博文関係文書』では解説できず「□」で置き換えられていたが、同じ字体が今回翻刻した範囲では、斎藤実宛「2.」二行目に「命令書之有無及び時刻等」の「刻」として、また、徳富蘇峰宛「1.」五行目「御都合宜敷刻、幸俱樂部に於て拜話相願度」の「刻」として存在している。文脈的には「刻」であると推測され、字形的には、林英夫監修『古文書字叢』（柏書房、一九九〇年）の「刻」の項に掲載されている用例「即刻」の「刻」と一致したため、読みを「刻」とした。なお、この書翰は、末尾に「品之允」と署名した次行に名宛人の記入、例えば「伊藤総理大臣閣下」等を欠いている。伊藤と有地の関係がほぼ対等に近いものを感じさせる。

榎本武揚宛「1.」。品川弥二郎が死去したのは、一九〇〇年二月二十七日なので、発信されたのは一八九九年を含むそれ以前の年の三月である。一方、発信人有地の住所は「神田淡路町二丁目七番地」である。以下、有

地の住所は、一八九〇年十二月十日現在の在任者を掲載する内閣官報局『職員録(甲)』では、「麹町区一番町五十番地」(4)。一八九五年十二月発信の斎藤実宛「2.」「3.」では「下式番町六十番地」。「神田淡路町二丁目七番地」は、この榎本宛「1.」を初出とし、徳富蘇峰宛「2.」の一九一三年五月十七日を最終例とする。以後、一九一五年十一月一日の寺内正毅宛「2.」以降「四谷大番町八五」と変わる。当書翰の発信は、一八九六年、一八九七年、一八九八年、一八九九年のいずれかの三月三十一日であろう。文中の「品川氏等之発起に係る事業」は確定できないが、榎本武揚が所管する分野で品川が新しい企画を起していると読み取れる。榎本が農商務大臣に在任したのは、一八九四年一月二十二日から一八九七年三月二十九日までである。退任直後に投じた札状と解することもできるが、前年三月の可能性も排除できない。新聞検索から推察すると、「大日本農会」あるいは「陸業協会」関連が可能性として挙げられる。

沖守固宛「1.」「2.」。沖は帝国議会創立時の一八九〇年に貴族院勅撰議員となり、一九一二年十月に死去するまで在職した。男爵を授爵したのは一九〇〇年五月である。「1.」に出てくる「宮内大臣」は田中光顕、学習院「菊池院長」は菊池大麓、「会館」は華族会館である。学習院の大学部廃止をめぐる内容である。末尾近く「難尽筆紙」とあるべきところを「尽」を欠いて「尽筆紙」となっていたのでママを付した。「2.」は、有地が理事長を務める帝国海事協会が民間から集めた募金で建造した帝国義勇艦隊の第二船「梅が香丸」が関門海峡で難破した事故で多忙であると伝える内容である。

樺山資紀宛「1.」は、予備役編入が内定した後、台湾平定作戦にもに従事した初代の台湾総督である樺山に宛て、東京の自宅から送った挨拶状であろう。封筒のみ残り、本文は失われている。「第二台□郵便局」(□は画数が多いので「北」ではなく「灣」であろうが不鮮明で断定できない)の消印や、総督府の受信整理番号の付与から、日本の台湾統治が整いつつある様子を窺うことができる。

樺山登茂宛「1.」。登茂(とも)は樺山資紀夫人である。一九〇五年二月二十五日、華族会館における帝国海事協会総会の開催通知である。華族の夫人や令嬢を動員して帝国義勇艦隊建設募金を行っていた時期に当たる。当日の出席者に対して、「義勇艦隊徽章」ないしは帝国海事協会「会

員徽章」の佩用を奨励している。

斎藤実宛「1.」は、有地が海軍大臣の下、海軍省内の部署に勤務し、斎藤が参謀として司令長官の隷下にある状況を示す。帝国議会議員などを海軍の見学に招く内容である。十二月十四日にこのような行事が行なわれた記事を探すと、一八九〇年であることが確認できた。樺山資紀海軍大臣、有地品之允海軍参謀部長、井上良馨常備艦隊司令長官、斎藤実常備艦隊参謀の時代である。東京朝日新聞一八九〇年十二月十六日一面「議員の軍艦巡覧」は、つぎのように報じている。

衆議院議員諸氏は一昨十四日午前九時より樺山海軍大臣の招待に応じ品海に碇泊中なる常備艦隊旗艦高千穂、扶桑、葛城等の諸艦を巡覧せしに付、有栖川大將宮、同威仁親王の両殿下を始め、樺山大臣も軍艦へ出張して艦隊操練、大砲射撃、水雷発射等をなして各議員に示し、終て高千穂に於て立食を饗し、樺山大臣は将来我邦の海軍を隆盛ならしめ各国到る処の港湾に日章旗の軍艦を見ざるなきに至らしむるは、一に諸君と余輩の任なりとの簡單なる演説をなし、末松謙澄氏議員総代として同日の待遇を謝したり。

斎藤宛「2.」「3.」は、テールス号事件に関して、有地が待命から予備役編入にいたる時期における「海軍大臣よりの推問書に対する答案」作成・提出に関わる。当時、斎藤実が常備艦隊参謀、海軍大臣は西郷従道、海軍次官は伊藤篤吉である。

斎藤宛「4.」は貴族院男爵議員補欠選挙に関する内容である。『議会制度百年史 貴族院・参議院議員名鑑』(大蔵省印刷局、一九九〇年)で男爵議員の在任期間を確認すると、「小野男」は日御崎神社宮司の経歴をもつ小野尊光(一九〇一年六月〜一九一一年七月)、「千田男爵」は千田貞暁(一九〇四年七月〜一九〇八年四月)、「野田」は野田豁通(一九〇四年七月〜一九一三年一月)、「島津男」は島津長丸(一九〇一年九月〜一九〇四年七月)、「一九一六年五月〜一九二七年二月」である。この選挙では野田が当選した。東京朝日新聞一九〇一年五月三日一面「男爵議員補欠競争の現状」はつぎのように伝えている。

昨日あたり迄の形勢を聞くに始めの程は千家男の率ゆる二七会の候補者小野男の勢力他の野田、島津二男の上に在りしが、野田男が軍人及び宮内省側の縁故より熱心運動の結果其形勢一変し、今は野田派百

名、小野派八十名、島津派四十名と云ふ形勢となれり。（中略）。併し千家男も左る者にて、此形勢を見て取るや、島津派に向ひ、今回は小野派の得票全部を挙げて島津男に投票せしむべければ、次回の選挙に我輩等の候補者を援けくるゝ乎との交渉を開きたり。島津派も自己より優勢の団体より利益なる交渉を受けしより大に動き、昨今其諾否の内議中なり。然るに元来貴族院内の薩派が敗北を知りつゝ敢て島津男を推したるは、従来同爵内における二七会の跋扈を制せんが為めなりしと云へば、全然無条件の譲歩ならば格別、次回の援助云々の条件交渉には反対を唱ふる者ありと云ふ。

なお、右補選に関連する徳富蘇峰宛野田豁通書翰一通が徳富蘇峰記念館に残されている。

齋藤宛「5」は、第二十一回帝国議会（会期…一九〇四年十一月三十日〜一九〇五年二月二十七日）に曾我祐准ほか九名により提出された「戦時補助船舶奨励ニ関スル法律案」に関連する。貴族院では可決されたが、衆議院では否決され、成立しなかった（5）。「大臣閣下」は山本権兵衛、「内田局長」は逋信省管船局長内田嘉吉である。

齋藤宛「6」は、旅順開城後、港内で沈底していたロシア艦船を戦利船として獲得し、その用途が話題になっていた一九〇五年の書翰である。当初、有地ら帝国海事協会幹部は、戦利船の払下げにより義勇艦隊を組織する可能性を志向していたことを窺わせる。この試みは実現しなかった。以後、帝国義勇艦隊を募金に基づき新たに建造することになる。文面に名前が見えるロシア帝国義勇艦隊所属の仮装巡洋艦「アラガラ」は、同年六月、「姉川」と改名して「帝国軍艦」に編入され呉鎮守府所属となった（6）。

齋藤宛「7」には、齋藤実が「次官閣下」として登場する。「補助船舶購入」が帝国海事協会の課題となつていく時期であり、五月二十日に理事会と造船委員会が開催された年を機関誌『海事雑報』に確認し、一九〇五年と推定した（7）。

齋藤宛「8」は、捕獲艦船「ルニガ」「ラッサ」を帝国海事協会の造船委員が参観する可能性を問うている。『極秘明治三十七八年海戦史』中の「戦利艦戦利船捕獲船及釈放拿捕船一覽表」には該当する船舶は見つからない（8）。一般社会に対して帝国海事協会が義勇艦隊の建設を唱え始

めるのは、一九〇四年八月からなので、差出しが一九〇四年六月の可能性は小さい。一九〇五年、ないし、一九〇六年の六月二十一日であろう。

齋藤宛「9」には「帝国海事協会関西二府廿県臨時大会」とある。この場合の「関西」とは西日本の意である。この年、三重県津市では「第九回関西府県連合共進会」が開催されており、それに合わせて海事協会の同大会、帝国教育会の大会、さらに、日本海員救済会の四日市支部開業式が開催された。そうしたイベントに向けて、軍艦を回航し、参観の機会を提供するように依頼する書翰である。「1」と同様に、海軍の広報活動の姿を窺わせる。

齋藤宛「10」は、海軍大臣官邸で開催された貴族院議員へ対する予算内示会に関する書翰である（9）。有地は貴族院に属する海軍OBを代表して海軍大臣齋藤実との間で事前の打ち合わせをしている。

齋藤宛「11」は、義勇艦隊の第一船「桜丸」は、平時には石炭を、戦時には重油を用いる重油混燃機関としたく、そのための試験を海軍に委託することを依頼している。なお、追伸に出てくる「藤三郎」は、有地品之允の嗣子、有地藤三郎で、京都府選出の貴族院多額納税者議員、田中源太郎（任期…一八九七年九月〜一九〇四年九月、一九一一年九月〜一九一八年九月）の三女、美代子との婚儀が執り行われたとの内容である。

齋藤宛「12」は、義勇艦隊建設募金が「戦時に遠ざかる丈募集も困難」となったので、不用となった海軍用地を海事協会に払い下げてもらいそれを建艦資金としたいという内相談である。

齋藤宛「13」は、有地の家族に病人がいて、海軍予算について海軍省を訪問し、詳細に聞き取ることができないので、代理として幸俱樂部から三名を差し向けるとの内容である。三名の任期を確認し、齋藤が海軍大臣である期間と対比すると、目賀田種太郎（勅撰議員…一九〇四年八月〜一九二三年十月）、坪井九八郎（男爵議員…一九一一年三月〜一九二八年十月）、東郷安（男爵議員…一九一一年七月〜一九四六年二月）、齋藤実（海軍大臣…一九〇六年一月〜一九一四年四月）である。差出年の可能性があるのは、一九一一年、一九一二年、一九一三年であり、いずれかの十二月二十六日である。

齋藤宛「14」は、たばこを沢山貰ったことへの礼状である。

阪谷芳郎宛「1」は、阪谷芳郎が男爵議員補欠選挙に当選したのは、この

書翰が投じられた数日後、一九一七年一月二十七日であった。義勇艦隊第一船「桜丸」の売却をめぐる函館の船主から、背任罪での刑事告発、民事訴訟での損害賠償請求訴訟が、この年の秋から翌年にかけて表面化する。その発端の時期の書翰である。

品川弥二郎宛「1.」では、任地から上京してきた有地が、品川邸を訪問すべき日時を問い合わせている。品川弥二郎は、榎本武揚宛「1.」にも出てきていた。品川周辺の人的ネットワークに有地が属していたことを示唆する。

辻新次宛「1.」一九一一年三月の男爵議員補欠選挙に関する内容である。辻は、一八九六年一月以来の貴族院勅撰議員であった。この時点での海軍大臣は、一九〇七年に男爵となっていた斎藤実である。背景については、内藤一成著『貴族院と立憲政治』（思文閣出版、二〇〇五年）に詳しい分析がある。

寺内正毅宛の二通は、有地との間に古くからの親交があることを窺わせる。「1.」は刀の銘に寺内の祖先と推察される人物を見出したことについての問い合わせである。「2.」は、一九一五年十一月三日に死去する貴族院勅撰議員、馬屋原二郎について、他界の二日前に、授爵の可能性を考え、根回しをしている様子を示す。この努力は実らなかった。

徳富蘇峰宛の三通は、一九一三年五月に出された一連の書翰である。徳富は一九一一年八月以降、貴族院勅撰議員である。貴族院議員としての有地と徳富の接触を示す。海事に関する論議、論点を有地が徳富に提示し、説明している姿が窺われる。「1.」に「不可思議」の「議」を「儀」としている箇所があったのでママを付した。

長岡外史宛「1.」は、帝国海事協会が義勇艦隊建設募金を開始するため、中心になって活動する人物を各界から獲得しようとするなかで、陸軍の退役将校として花坂圓の人物について、陸軍部内での評判を問い合わせている。

野村靖宛「1.」は、有地の前半生から後半生への転換を理解する際、従来知られていなかった情報を提供する。

一八九五年十二月 予備役編入

一八九六年六月 男爵となる

一八九七年七月 貴族院男爵議員に当選

この時系列に、有地が貴族院議員となった直後、一八九七年九月に、帝国海事協会の趣意書と規則案を書き上げ、設立後の所管大臣となる野村靖通信大臣に差しだし、意見を求めていることが加わる。翌年一月、第二次松方正義内閣は総辞職し、野村も通信大臣から退いている。通信省管船局が所管する外郭団体としては、日本海員掖済会（一八八〇年創立）、帝国水難救済会（一八八九年創立）につづき、一八九九年十一月に創立された帝国海事協会は三番目であった¹⁰。少なくとも創立の二年二ヶ月前に有地による具体的な準備活動が始まっていることが本書翰により確認できた。

野村宛「2.」「3.」「4.」「5.」は、日常的な交遊があること、あるいは、郷里山口県や旧主毛利家にかかわり、有地と野村の関係が存在していることを窺わせる。「4.」に出てくる「杉子」とは杉孫七郎（子爵、枢密顧問官）であろう。これらは、野村の死去は一九〇九年一月なので、それまでのいずれかの年に投じられたことになる。

山根正次宛「1.」。山根は、山口県萩出身の医学者で、一九〇二年以降は山口県選出の衆議院議員として六回当選した。当書翰は、議員となる以前のものであろう。有地が山根の診察を受けている様子を示す。背景に、東京の山口出身者コミュニティの一員として接触があったことが推測される。例えば、品川弥二郎を共通の知己とする関係にあった。一九〇〇年二月二十六日の品川の他界から二年半余り後に開かれた「品川子の記念会」はつぎのように報じられている¹¹。

故品川子の記念会 は昨日午後一時より富士見町苦談楼に於て催し、有地男、塚原周造、元田肇、和田彦次郎、山根正次氏等故子爵の恩顧を蒙りし者三十余名集会、有地男を座長として各自故子爵の逸事等種々の追懐談を為したりしが、其内有地男が品川子、大山侯、林有造等同行九名にて千八百七十年晋仏戦争視察に赴きし当時、同行者の失策を列挙せし実践談の如きは最も興味ありたり。五時過ぎ退散せり。

最後に、凡例的な事項を述べる。

翻刻のスタイルは、かつて共編した『徳富蘇峰関係文書』全三巻（山川出版社近代日本史料選書七・一〜三、一九八二年、一九八五年、一九八七年）を踏襲した。同シリーズ三「凡例」の文言を引用すれば、つぎのようになる。「復刻に当たっては、なるべく原形を尊重した。但し、適宜句読

点・濁点を付し、片かな・変体かなは原則として平がな統一した。明らかな誤字・脱字等は傍註で示し、誤用慣用は史料通りとした。また字体は原則的に新字を使用した。、「推定差出年月日には（ ）を付した。」、「書簡の様態については、巻紙・墨書以外のもののみ註記した。」。なお、有地には「儀」ないし「議」とするべきところを「義」で済ませる書き癖が見られる。煩雑になるので個別に傍註を付すことはしなかった。また、どうしても解説できない文字は □ に置き換えた。

本文

伊藤博文宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室伊藤博文関係文書）

1. 明治（26）年1月3日

謹啓 爾来御怪我追々御全快被為在候半と奉大賀候。私義昨冬進級呉勤務被仰付難有奉存、偏に御引立に出で候義と爰に御礼申上候。赴任之前拝願度之処何分にも未だ御全快に不被為在、無抛山県大臣之意見申述置、尚今度書翰差出置、御全快之度合に依りて御内話有之度旨願出置候間、何卒御都合可然刻奉願候。其内寒氣之候別て御保護專一に奉存候。 敬具

一月初三

品之允

「註」書翰の部二九。封筒なし。

榎本武揚宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室榎本武揚関係文書）

1. 明治（ ）年3月31日

拝啓 時下御清適奉賀候。先達は御来客中へ参堂得拜青難有、其節願上候品川氏等之發起に係る事業も正に発表之手順に相運び候由、偏に御賛成被下候効力に有之候と本人に於ても満悦之至にて、可然御礼申上呉候様との義に有之、尚乍此上可然御指図被下度願上候。一応之御礼迄。 敬具

三月三十一日

有地品之允

榎本武揚様閣下

「註」五一、名家書翰第十一巻、リール六、四七〜四八コマ。封筒表、本所区須崎町百四十二番地、子爵榎本武揚殿、親展。封筒裏、神田淡路町二丁目七番地、有地品之允。

沖守固宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室沖守固関係文書）

1. 明治（38）年10月11日

拝啓 秋冷相催候処御壮榮奉欣賀候。陳ば先般華族子弟教育に関する件に付御高論も有之様相伺候処、近比学習院に於ては高等学科を廃する議宮内省に於て内決之趣にて、現在院長と大きに教育上之意見を異し、終に辞職するに至るべき形勢に被察候。右に付ては華族の将来に於て大關係を有する事柄なれば、会館に於ても打捨て可置事にあらずとして、予て評議会に於ても宮内大臣に対し意見申出候続きも有之候故、尚委員を撰じ調査する事と相成候処、一般華族中に於ても總會を催して何とか決定する所あるべしと論ずる向きも有之哉に漏れ聞へ候次第にて、老台よりは菊池院長も御内談之趣きも有之候由なれども、此場合に於て同氏より書面差出候義難被致義と被存候に付、極内密を以て右申上候条、自然御上京にも相成候は、難筆紙義も有之、且つ前文に於ても意味違ひ候ては甚だ遺憾に付詳

細は拜青之上可万申上候。 敬具

十月十一日夜

品之允拜

沖男爵閣下

「註」三一、リール一、一二〜一七コマ。封筒表、相州鎌倉扇谷、男爵沖守固殿、朱印「親展」。封筒裏、朱印「東京市神田区淡路町二丁目七、有地品之允」。差出年は消印による。

2. 大正（1）年9月28日

過日は御妨仕候。其後は御不例如何被為在候哉。参堂相同度存候処、廿三

日下の関港に於て梅が香丸沈没之椿事出来、為其日夜寸暇を得ず、幸俱樂部之集会位には事務所近傍に付掛申候得ども、他事は何も打捨候形と相成、為めに御見舞參堂之義も乍心外相叶ひ不申、遺憾千万に候間、不悪被思召被下度、天候も相定り候へば旧時御快方へ被為向候時機来る所にと奉祈候。敬具

九月廿八日

品之允

沖男爵閣下

〔註〕三一一、リール一、一八〇二二コマ。封筒表、神奈川県鎌倉扇谷、男爵沖守固殿。封筒裏、東京市神田、有地品之允。差出年は消印による。

樺山資紀宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室樺山資紀関係文書）

1. 明治（28）年（12）月（14）日

〔註〕第二次受入分、十。封筒のみ。封筒表、台湾嶋総督府、樺山台湾総督殿、親展。封筒裏、東京市下式番町六十番地、有地海軍中将。封筒表に、「武蔵東京麹町〳〵廿八年十二月十四日〳〵リ便」および「第二台〳〵郵便局〳〵廿八年十二月二十五日」の消印、ならびに、朱印「総受第 号」に「五五六」と墨書されていて「総受第五五六号」と台湾総督府の受信整理番号が付されている。差出年月日は消印による。

樺山登茂宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室樺山家文書）

1. 明治38年2月16日

拝啓 陳者来二十五日（土曜日）午後二時麹町区内山下町華族会館に於て本会総会相開き左記の通り挙行致候間、御繰合せ御出席被下度、此段及御通知候也。

一 令 旨

- 一 奉 答
- 一 有功章授与
- 一 来賓祝辞
- 一 報 告
- 一 職員選挙
- 一 定款改正

明治三十八年二月十六日

帝国海事協合理事長

男爵 有地品之允

追て 総会に報告の都合も有之、且つ義金拾五円以上の醸出者には総会出席の通知をも致度候間、御繁用中御迷惑と存候得共、此際夫々御勧誘被成下、来二十日中に義金申込額多少に拘はらず氏名金額等御報告相成候様御高配被下度、尚総会出席者にして義勇艦隊徽章又は会員徽章御所持の方は可成佩用御出席被下度様相願度、御含み迄添て申上候也。

〔註〕十二。官製はがき、活字印刷。

斎藤実宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室斎藤実関係文書）

1. 明治（23）年12月12日

明後十四日戦争操練之節空砲を發するに不及と申上置候処、唯今大臣出省相成可成勢力を示す様致度に付、操練には発砲候方可然との意見に有之候条、其事に相成度、此旨貴官迄申進置候。且又議員等同行之事なれば水兵之食事又は被服之類等も実見致度望も可有之哉に候条、彼等之参考と可相成廉は可成充分に見せ候方可然と被存候条其義御含まで申入候条、司令長官へ御申入置被下度、為旁不具

十二月十二日

有地

斎藤參謀殿

追て 明日辺御参省なれば拝青致度候。

〔註〕書翰の部三〇二一一三、リール六、二二一〳〵二二四コマ。封筒な

し。

2. 明治（28）年12月9日

先日齋藤參謀御來照之節、海軍大臣よりの推問書に対する答案相濟、命令書之有無及び時刻等取調且つ秘書之清書之義致御依頼置候処、其後財部參謀之御伝言之趣も有之、然るに本日海軍次官より差掛り義も有之候に付、可成速に進達候様申来り候に付、別段御異存も無之は早々御認め方御命被下、御送付奉願候。小生も過日より足痛にて昨今は下駄も用ゆること能ず困却致居候に付參堂も能ず、何卒可然御了承奉願候。為其。敬具

十二月九日

品之允拜

上村殿

齋藤殿

〔註〕書翰の部三〇二一一、リール六、一五一一一五五コマ。封筒表、

横須賀軍港常備艦隊旗艦廠嶋、上村參謀長殿、齋藤參謀殿、必急親展。

封筒裏、東京市下式番町六十番地、有地海軍中將、「昨夜八重山艦長

も有之、答案条々に付本日書類を持参し有地閣下の宅に参り候。齋

との書き込みあり。

品之允

3. 明治（28）年12月10日

昨日横須賀へ向呈一書置候処、已に品海御碇泊ならんやと心付重て申上候。例之推問書に対する答書早々進達候様次官より申来候。就ては書面認め方願置候処、当時或は休暇中にも可有之哉、御差支も有之候はゞ此方にて認め可申候に付、本書御送付願上候。い細一昨日之書翰に有之候。敬具

十二月十日

品之允

參謀長殿

參謀殿

〔註〕書翰の部三〇二一一二、リール六、二〇六〇二一〇コマ。封筒表、

品海碇泊軍艦廠嶋、上村參謀長殿、齋藤參謀殿、親展急。封筒裏、下

式番町六十番地、有地海軍中將。差出年は消印による。

4. 明治（34）年5月9日

拜啓 益御清適奉賀候。陳ば男爵補欠選挙之件に付ては御尽力之程奉謝候。然処、今日之形勢は敵方小野男之勢力至て強力にして勝負相決し候は今日之場合に有之候。然処、千田男爵は予て希望も有之候由御内話之趣も候に付、将来之補欠及び次期之総選挙之際には必ず当選相成度希望に有之候。然るに、今回は小野男に賛成之由に伝承仕候。果して然れば、将来之為め野田及び千田男に対しても不利益には有之間敷哉と苦慮する点に有之候。何となれば今回は島津男之希望も有之にも関らず小野に賛成相成候ては、全く神官僧侶之連中に始終同意せられ候様同爵中之感を与へ候哉に被存候。尤今回は島津男に在りては無論少数にて当選之見込無之候得ども、此際野田に御同意被下候へば将来之都合可然、乍去今日之至り如此不相成事情も有之候はゞ島津家に対しても今回棄権相成候方可然哉と心付候に付、不省失敬内々老台迄差出候間、可然御勘考之上、若し御同感に候はゞ御忠告奉願候。右は為國家野田男之為め及千田男将来之為め御存誠申上候。敬具

五月九日

品之允

齋藤老台机下

差急ぎ乱筆御免。

〔註〕書翰の部三〇二一一二、リール六、一五六〇一六二コマ。芝区三田

総町十番地、齋藤実様、急親展。封筒裏、内幸町一の五、有地品之允。

5. 明治（38）年2月7日

拜啓 戦時補助船舶に関する奨励法提出之件は、貴族院中各派へ内議中に有之候処、多分何人も異議無之様被存候に付、近日提出之運びに至候所に於て、大臣閣下にも此際別に異議は唱へ不申との事に有之仕合申候。然処、法文に付ては内田局長え内議之末、別紙之通りに決定候。尤文章には多少氣付も可有之候へども、成立候已上は特別委員会に於て修正相成候事として別紙之通り提出之運びに至候べしと被存候間、可然奉願候。十八海里にては少々不充分之感有之候へども、平時之航海には十八海里位にて無之ては、廿一海里にては引合不申。依て右之通り相成候次第、何分可然奉願候。敬具

二月七日

有地拝

次官閣下

〔註〕書翰の部三〇二一九、リール六、一九五〇一九八コマ。封筒なし。

6. 明治(38)年5月11日

拝読 今朝は船舶表御差廻し被下且つ御氣付之廉々敬承候。小生は明日より旅行、十五日帰京可致之処可成差急ぎ候に付、武井守正、進経太之両氏え依頼相尽候に付、兩人より御相談可申上義も可有之に付、宜敷願上候。且つ旅順方面に沈みたる敵船之内協会え下付又は払下げ等可相成も之あらば可成願意御聞届け相成候様奉願候。就中アラガラ一の如きは将来之義勇艦として適當に可有之に付、何卒御下付又は御払下奉願候。敬具

五月十一日

品之允拝

齋藤老台閣下

〔註〕書翰の部三〇二一五、リール六、一七九〇一八一コマ。封筒なし。

7. 明治(38)年5月18日

本日は御苦勞千万に奉存候。右之件に付明後廿日午後二時協会之理事会及び造船委員会相開き確定致度に付、造船委員たる伊藤、宮原、近藤之三氏は方今非常之繁務に可有之候得共、補助船舶購入之成敗に關する場合に候間、是非とも暫時間にも出席相成候様致度に付、特に次官閣下に対し、御内談被成下候様奉願候。敬具

五月十八日

有地拝

齋藤閣下

追て 佐雙君は病氣之由に付、強て願兼候。

〔註〕書翰の部三〇二一一、リール六、二〇三〇二〇五コマ。封筒なし。

8. 明治()年6月22日

拝読 御手数之段難有奉謝候。先般来御仰聞之通り彼の「ルニガ」「ラツ

サ」号等之外差当り相応之無之様被考候。然処、大学御雇教師パービス之話に彼の「ラツサ」号は本月中に横浜に入港之筈との事、果して然れば売却を好むならんや。入港之上は協会之造船委員諸氏には參觀を依頼可致之処、御都合に依りては御一覽被下候はゞ仕合に御座候。不取敢御礼奉。敬具

六月廿二日

品之允拝

齋藤老台閣下

追て 捕獲軍艦之内横須賀回航之上は參觀被差免候哉。願ば協会員中に希望者も有之候間、宜敷御含置奉願候也。

〔註〕書翰の部三〇二一六、リール六、一八二〇一八五コマ。封筒なし。

9. 明治(40)年5月7日

拝啓 時下御清穆奉賀候。陳ば先般略内願候義も有之候処、時日相迫り御無理之願にも候や。帝國海事協会関西二府廿県臨時大会を三重県津市に於て来る十二日午後一時開会之筈に有之候処、其節幸にして演習等之為め軍艦をして同市沖迄回艦相成候はゞ本会之幸栄不過之候。従て義勇艦創設に對し将来之為大勢力とも可相成候間、自然御都合相叶ひ候はゞ無此上仕合に有之候に付、内々願上候。續て廿四日午前、四日市に於ては掖濟会支部開業式も挙行之由なれば同会に於ても必ず希望之義と被存候。此段申添候。敬具

五月七日

品之允拝

海軍大臣閣下

〔註〕書翰の部三〇二一〇、リール六、一九九〇二〇二コマ。封筒なし。

10. 明治(41)年1月11日

拝読 来る十七日大臣官邸へ海軍出身之議員集合之件、其々御通知相成候趣了承。然処、南郷茂光氏之如きは貴族院中各団体幹事交渉委員悉皆集合之事に相成候方可然に付、其趣小生より海軍大臣え氣付申入ては如何哉と

の注意も有之候。素より海軍大臣に於ても各派団体之幹事等被相招説明相成候義に於ては希望之点に可有之哉に被察候得ども、先以て海軍人中へ篤と説明候事に致度の意に可有之、又小生等に於ても各派の集合よりも海軍人中のみにて出来得る限り内情迄も承り置度との希望に有之候。其意を被含候て特に同志者にて説明承知致度希望之向きも有之候はゞ、同行相成候とも敢て差支は無之義と思考候旨返事に及び置候条、予め右之次第御承知置被下度候。敬具

一月十一日

品之允

齋藤殿

内啓

〔註〕書翰の部三〇二一八、リール六、一九〇〇一九四コマ。封筒なし。

11. 明治（41）年5月14日

拝啓 益御清康奉賀候。陳ば突然之義に候得ども海軍大臣閣下え懇願仕度候は、義勇船桜丸は八月中には試運転執行之事に可相成候処、戦時に於ては重油採用可相成様準備候事に計画候得ども、右之機械其予期迄に間に合不申に付、何とか適當之名義を取付一時御貸与之義奉願候。尤秘密品之事なれば其取扱ひに於ては御命令に従ひ厳守可致は勿論、或は海軍に於て御試験相成候名義にても可然か。造船委員等に於ても重油採用候に於ては廿三海里も出で可申哉との見込も有之、且将来之造船計画上に於て最も必要する義に有之候間、何とか内々御助力之思召を以て御詮義被成下に於ては実に仕合に有之候間、宜敷奉願候。い細は宮原中将えも申入置候。尤名義上海軍に於て御試験と相成候に於ても、費用等は一切協会に於て支払ひ金錢上に於て御補助奉願候義にては無之候間、何分にも多数賛成者中に依りて製造候船舶之事なれば、實際之処出来得る限りは速力之点に付ても一般に満足を与へ度と存候に付、右等之事情御明察被成下御認可之程奉願候。敬具

五月十四日夜

品之允

齋藤大臣閣下

追て 本文之義は參堂候て可願上筈之処、実は予て内願候義も有之候

様藤三郎へ田中源太郎未女結婚為致明日より旅行可致に付、不得其意甚だ失敬之段高免奉願候也。

三白 本文之義表面願書差出候方可然に付、右は進氏より宮原機関中将には内談候事に申合せ置候間、為念申添候。

〔註〕書翰の部三〇二二三、リール六、一六三〇一七七コマ。封筒表、海軍省、齋藤海軍大臣殿、親展。神田淡路町二の七、有地品之允。差出年は消印による。

12. 明治（42）年7月24日

拝啓 炎暑難耐之処益御清適欣賀之至りに奉存候。春來病氣に付ては度々御見舞且つ何奇之品御賜与誠に難有奉謝候。御蔭を以て追々快方には有之候得ども未だ全治に至らず、依て御札にも參堂能はず不悪御聞濟願上候。先般來男爵會員之件及び海事協会義艦之件等に付ては相伺ひ度義も有之候得ども、何分廢孽不充分に付乍遺憾不得其意候処、右に付ても杉原男より申上候義も有之、御親切に被仰聞難有奉謝候。又伊東義五郎、岩崎少将等も見舞として來邸も有之、右に付ても何度候へども無抛今日に至り候。然るに、義艦之件は戦時に遠ざかる文募集も困難と相成、種々工風之処、或者之説にて海軍御用地御不用之分赤羽之工廠の跡及び品川水吸場跡之二ヶ所は普通入札之法に依らず帝國海事協会え御払下之義御詮義如何に候哉。右は募金之困難に付ては造船費之不足を補ひ候事に使用致度候間、極内々に御都合伺ひ候間、御内命に依りては表向出願も致度、病中甚だ失礼に候得ども、今日之場合種々相考候折柄、右相伺度。草々敬具

七月廿四日

品之允

齋藤大臣閣下

追て 本文に付ては御都合次第桜井、進等之内差出候ても可然候間、電話にても御内命願上候。敬具

〔註〕書翰の部三〇二一四、リール六、一七二〇一七八コマ。封筒表、芝区下高輪町五九、男爵齋藤実殿、親展。封筒裏、神田淡路町二の七、有地品之允。差出年は消印による。

13. () 年12月26日

拝啓 寒氣之候益御壯健欣賀之至奉存候。陳ば予算之件に付出差候て種々相同度と存居候処、折悪病者有之候為め不得其意、就ては幸倶楽部中目賀田男を主とし、坪井、東郷両男補助となりて調査候事に申合せ居り候に付、同人等参省候て従来之通り議員一般に対し各派へ出張之上にて御説明有之候已外に、可成詳細に相伺ひ度との意に有之候間、御認可之上にて相当之向きえ御下命被成置候様奉願候。右は書面を以て申上候は角立候様に有之候得ども前頭之次第に付参省するを得ず、無抛口上に代へ候義と奉願候。敬具

十二月廿六日

有地品之允

海軍大臣閣下

追て 目賀田男は反対の意を以て相伺候義にあらず、則ち賛成者之一人なれば右御含之上可然願上候。右は本人より内々申上呉様との義に有之候也。

本文御承諾之上は電話に付被仰聞度、右を本人等に通じ、参省の時日本人より相伺候事に可致候。

〔註〕書翰の部三〇二一四、リール六、二二五〜二二二コマ。封筒表、海軍大臣閣下、親展。封筒裏、有地品之允。

14. 大正(7)年2月26日

拝啓 過日は御来光を辱し光荣之至に候。其節御尊有之候煙草沢山に御贈与被成下正に拝受難有奉謝候。不取敢御礼申上度候。敬具

二月廿六日

品之允拝

齋藤閣下

〔註〕書翰の部三〇二一七、リール六、一八六〜一八九コマ。封筒表、四谷区仲町三の四四、男爵齋藤美閣下、親展。四谷大番町八五、有地品之允。差出年は消印による。

阪谷芳郎宛有地品之允書翰(国立国会図書館憲政資料室阪谷芳郎関係文書)

1. 大正(6)年1月22日

拝啓 秋冷之候御清穆奉賀候。陳ば先達来桜丸之件に付御親切に被仰聞候由、坪井男より承候。凡て御厚意之程難有奉謝候。然処海事協会えは舟木理事より提出之証拠書類返却相成候のみにて、何も通告は無之候得ども新聞に相見候様不起訴と相成候義と被察、尤尚上告云々之事も相見候得ども幾度告ぐも証拠無之に付御安神被下度御厚意謝する為め御礼申上候。敬具

一月二十二日

品之允

阪谷男爵閣下

〔註〕書翰の部十一、リール一、八一〜八六コマ。封筒表、小石川区原町一二六、男爵阪谷芳郎殿、親展。封筒裏、四谷大番町八五、有地品之允。差出年は消印による。

品川弥二郎宛有地品之允書翰(国立国会図書館憲政資料室品川弥二郎関係文書)

1. 明治()年11月14日

拝啓 御壯健奉賀候。昨日上京候処御用恕中可有之候得ども参堂暫時拝青御礼申上度之処、何時参堂候得ば御都合可然候哉。廿日過迄は滞京之含に有之候間、乍御手数御下命被下度願上候。敬具

品之允

十一月十四日

品川老台閣下

〔註〕書翰の部二八、リール二。封筒なし。

辻新次宛有地品之允書翰(国立国会図書館憲政資料室辻新次関係文書)

1. 明治(44)年1月11日

拝読 嚴寒之候益御清適奉欣賀候。陳ば補欠選挙御仰聞之趣敬承候。然処協同会新入両海軍中将身上に付ては、幹事に対し小生は可否を論ぜず、多数に従ひ可申と已に申込置候次第なれば、今更両男の内を候補とする議は發言に苦み申候。且つ今回幹事中に於て已に内定、明後十三日評議員会に提出之様子なれば、難被行義と被存候得ども、来る総選挙に於ても、海軍部内との折合上幹事等も困難に被察候得ども、小生は表面に立たずして海軍部内との折合を計り当選することに相尽し度と存候間、閣下に於かせられても海軍部内幸に大臣も同爵中之事なれば御内議有之事を致希望候。御礼迄。草々敬具

一月十一日

品之允

辻男爵閣下

御読後御火中。

〔註〕辻新次關係文書（寄託）、八。封筒なし。

寺内正毅宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室寺内正毅閣係文書）

1. 大正（1）年 11月 14日

拝啓 過日は御機嫌能御帰京奉賀候。陳ば御繁務中には被為在候得ども或は御樂にも可相成哉。先日大坂に住居之人より表銘備前国長船住宗左衛門尉祐定、裏銘寺内太良左衛門尉重代作之承応元年十一月吉日とあり、寸法式尺式三寸之柄有之、若し総督閣下之御祖先にはあらざるやと相尋越申候に付、不取敢伺置、近日参堂之節拝承可仕候。為其。敬具

十一月十四日

品之允

寺内閣下

〔註〕書翰の部B、四三六―八一。封筒表、麻布区筭町一七二、伯爵寺内正毅殿、親展。封筒裏、神田淡路町二の七、有地品之允。封筒表に「返事済」と寺内の書き込みがある。差出年は消印による。

2. 大正（4）年 11月 1日

拝啓 今朝拝顔之後、周布氏と相談之末、午後大隈総理を官邸に問ひ、幸に面会候て、馬屋原氏大病之事申入候処、驚きたりとの事。依て同氏之履歴之大略を話し且つ書付相渡し、維新前より故桂公と同時に尽力不少に付、授爵之御詮義相成度、貴族院之同僚として上申す。尤同人之経歴は壮年時代鋭術場に於て同心に有之、其後は方面違ひ之方であり、近来又貴族院に於て特に同派にあれば、中途之事は寺内伯之最も詳細承知之事なれば、或は伯に御尋相成候得ば書面已上之事相分り可申、別紙桂公之書面写も有之、公に於ても御詮義相成相当と相認め候事と被察、何分にも宜敷願ふと申入、御衆義申入御迷惑哉に候得ども、先方より被相尋候に於ては、強て御差支も無之哉に存候故に御内意も不伺右申述候次第御海恕奉願候。唯今周布氏より電話にて同氏は椿山公へも申入置候由、尤大略を申述詳細は入江氏へ申入置きたりとの事に有之候。大隈伯は至極引受良かりしものゝ如し。何分宜敷奉願候。敬具

十一月一日

品之允

寺内伯閣下

〔註〕書翰の部B、四三六―八一止。封筒表、麻布区筭町一七二、伯爵寺内正毅殿、急親展。封筒裏、四谷区大番町八五、有地品之允。差出年は消印による。

徳富蘇峰宛有地品之允書翰（徳富蘇峰記念塩崎財団所蔵）

1. 大正（2）年 5月 13日

拝啓 昨日幸俱樂部に於て拝青之節申上度候。扱て他と内話中御退席相成候。実は小生過般は予算通信省、則ち第五分科に従事候処、元来海事に付ては多少考慮候義も有之候得ども分科会に於て尋問候件も有之、御参考迄に御内話申上度候処、種々事情も有之候故に当分は秘密に取扱ひ度と存候間、御都合宜敷刻、幸俱樂部に於て拝話相願度候に付、電話を以て日時衆議申上度候。航路拡張費壹千弍百餘万円は僅少と云ふにあらざや。之れに有効に使用せば国家を利する点無之にあらざ、乍去単に補助金を与給するのみにて、監督も取締りも無之に於ては船主の眼を肥すのみ。却て一般船主に対するの妨害とまで評するの向無之にあらざ。右に關しては其状勢を

知る人あるも発言する者無之は実に不可思儀 千万に有之候。就ては御高説も承度に付、御面会相願度候。 敬具

五月十三日

品之允

徳富老台

〔註〕封筒表、赤坂区青山南町六の三〇、徳富猪一郎殿、親展。封筒裏、神田区淡路町二の七、有地品之允。封筒表に「ス」と墨書あり。対処済みの意であると推測される。差出年は消印による。

2. 大正(2)年(5)月(17)日

〔前切れ〕

終りに臨み尚ほ前段に申残したことを茲に略述して、此談話の局を結ぶと致さう。

其れは何であるかと云ふに、船舶に載貨喫水標検定の法を設くる一事である、海事先進国に在つては夙に此法が定められてあるが、近時露国に於てすら、右の法を設け、浦塩斯徳に入港せんとするものにして、右検定標の付記せられてない船舶には、入港を許されぬと云ふことに成つてゐる、然るに我国では、今日尚ほ該法の制定されてないのは一大欠点と申さねば成らぬのである。

載貨喫水標と云ふのは、船腹の外側に標記を付して、此船は是れ以上喫水を深くすることを許さぬぞ、と指示する法である、云ふまでもなく船舶は夫々其大小軽重によつて、喫水の程度が違ふから、若し喫水が其船相応の程度を超えて深きに過ぐるやうの事があつては、忽ち復原力にも關係を及ぼすから、勢ひ航海の安全を保てないことゝなる、然るに此標記が船に付してないと、喫水の定限にも何にも頓着せず、何程にても積載し得られる大船一パイ貨物を積載して海上を航走するやうの弊があつて、危険千萬な次第である、で、斯様な弊に陥ることを予防し、航海の安全を保つ為め、造船学上より算出して、此船には是れ以上の貨物積載は危険であるぞ、と教示するものは即ち載貨喫水標である、英国などではチャンと法律を以て定めてあるが、我国でも航海上の信用を増進せんとせば、是非に此法律を制定し、一日も早く実施するの必要があると信ずるのである。(了)

〔註〕洋紙B4一枚に、こんにやく版印刷。段落と句読点は原文のまま。封筒表、赤坂区青山南町六の三十、徳富猪一郎殿、朱印「親展」。封筒裏、朱印「東京市神田区淡路町二丁目七有地品之允」。差出年月日は消印による。

3. 大正(2)年(5)月(20)日

過日私見入御覽置候処、尚別紙差出候也。

品之允

〔別紙〕

嘗て某工学博士が船舶のツリームに就き縷々論述する所ありて之を世に公けにしたることあり。ツリームは船舶が海上に浮泛するに方り、船体の釣合を保つ上に生ずる必要の理論にして、苟も船舶操縦の任に在る船長の如きは夢寐の間尚ほ忘るべからざる緊要の事柄なり。然るに頃日或る一船長は博士の右の論述を以て造船学者の閑談となし、船長等實際船務に當る者は斯の如き事柄に耳を傾くるの必要なしと云ふが如きことを筆して漫りに世に公けに為せるを見る。是等の徒は、ツリームを以て単に造船学上の理論に止まるものとし、其理論が直ちに船体浮泛の道理の實際を説明するものたるを知らず。随つて船長等の居常此学理を服膺して操縦の任を全ふせざる可からざることをも会得し居らざるものたり。荷積は船長の督する所、而して船長ツリームの何たるを知らずして乱暴に船中に荷物を積載せんか災ひ忽ち其船に及ばん。是れツリームの操縦に大關係ある一例なり。私かに恐る、斯る無智頑陋の徒にも尚ほ船長の免状を与え人の生命財産を運漕するの職責を負担せしめつゝある当該官衙の信賴に惑ふ者の生ぜんことを。若し夫れ斯様な者に船の操縦を託する以上は別にツリームの智識を有する者を各船に乗組ませるか、或は各港湾に屯在し検査せしめざるべからざることゝならん。吾人は切に当該理事者の省察を促すものなり。

〔註〕別紙は、洋紙B4一枚に、こんにやく版印刷。封筒表、赤坂区青山南町六の三〇、徳富猪一郎殿、親展。封筒裏、帝国海事協会、有地品之允。差出年月日は消印による。

長岡外史宛有地品之允書翰（長岡外史顯彰会所蔵）

1. 明治（37）年8月24日

残暑却て難堪候処、益御壮健欣喜之至り奉存候。陳ば突然之義に候得共、小生等之主唱する帝國海事協会に於ても陸軍人之内にて力を添られ度適當之向きも有之候はゞ致依頼度と存候折柄、退役少佐花坂圓氏適當ならんと申込候者有之、暫時面会候処勲功ともあり、未退役と申年齢とも不見受、経歴承り候処、病氣之為めに退役候由承り申候。然処、陸軍部内に於て評判如何、同僚中之折合等に付内密御漏し被下候仕合申候。御繁務中恐縮之至り候得共、昔時に御同級之卒業に有之候様申居り、他に開合候先方も無之に付、可相成御見込之処御漏被下□□□に候。右御依頼の為。草々敬具

八月廿四日

品之允

長岡殿机下

差急ぎ粗御免。

〔註〕第八卷「明治卅七年十一月より、卅八年一月に至る」末尾、整理番号〇八二七、リール一。封筒表、参謀本部にて、長岡外史殿、必親展、花坂圓君人事。封筒裏、神田淡路町二の七、有地品之允。差出年は消印による。

野村靖宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室野村靖関係文書）

1. 明治（30）年9月30日

今朝は御妨候。其節申上候海事協会趣旨書及規則案差出候間御氣付之廉も有之候はゞ被仰聞度、何分にも可然願上候。敬具

九月三十日

有地拝

野村大臣閣下

〔註〕一八一―一二止、リール十一、一一九―一二〇コマ。封筒なし。

2. 明治（30）年11月9日

拝読 過日山口出張之義御受致候。夜半より大下痢症にて未だ執筆も難事出張は十七日已前に着可致事出来兼申候間、時機後れても出張可致哉否御判定願上候。上領氏は明後日より出発之事に申合置候。右之次第故に明夜上堂も相成間敷候。尤今日は少々快方に有之、虎的などには無之御安心願上候。敬具

十一月九日

品之允

野村大臣閣下

〔註〕四―一七、リール一、四五六―四五七コマ。差出年は軸装時に付された註記による。

3. 明治（35）年10月25日

昨朝は御出精之処御妨仕候。今朝別紙之通り申越候に付入御覽候。此上は左道市兵衛氏の意見次第に有之候。斎藤よりも書翰差出候事にて、多分毛利氏も不同意は有之間敷様被察候。昨日御話之通り右迄に相運び候事なれば、斎藤氏御尋ね相成ては可然哉と奉存候。敬具

十月廿五日

品之允拝

野村閣下虎皮下

〔註〕五―一七、リール二、三九―四〇コマ。差出年は軸装時に付された註記による。

4. 明治（ ）年7月29日

過日参堂之節は御不例に被為居候処、其後御全快に成候事と御見舞も不仕心外之至候。予て願置候番町邸之義特別之御取計ひ可相成之旨、一昨杉子より承知仕、偏に御尽力之効果と難有奉謝候。御礼参堂可仕候得ども、不取敢御礼申上候。明夕は世話人中相集め右之趣可申聞満足する事に可有之、其上にて彼等之内よりも御礼可申上候。敬具

七月廿九日

品之允拝

野邨子爵閣下

〔註〕一八一―一、リール十一、一一六―一一八コマ。封筒なし。

5. 明治（）年12月30日

爾来御無音候処寒気甚敷候得共御壯健奉賀候。別紙先般御短刀之受取書今
邨より回付に付差出候間御受納願上候。 敬具

十二月卅日

品之允

野村子閣下

〔註〕二―三〇、リール一、一七四―一七五コマ。封筒なし。

山根正次宛有地品之允書翰（国立国会図書館憲政資料室山根正次関
係文書）

1. 明治（）年1月13日

昨日は御診断御投葉相願度参堂之処御不在中残念に存候。眼病も有之、先
日来風邪之気味なるや何となく心持不良に有之候処、十日より咽喉を痛み
打捨て置きては如何やと存候間、御来診被下候仕合に有之候得ども当節は
別て御多用之様恐察仕候間、果して然れば何人に診断相頼可申哉御指図被
下度、何分電話不通にて□□□。右伺置候。 敬具

正月十三日

品之允

山根様

〔註〕第六卷、リール一、一七二―一七四コマ。封筒なし。

脚註

- (1) 海軍歴史保存会編『日本海軍史 第九卷 将官履歴上』（第一法規出
版、一九九五年）九四―九五頁。
- (2) 東京朝日新聞一九一七年四月二九日四面「枢密顧問銓衝事情／有地
男推薦者」。
- (3) 一一一―一一二頁。

(4) 一六一頁。

(5) 『議會制度七十年史 帝国議會議案件名録』（大蔵省印刷局、一九六
一年）四七八―四七九頁。

(6) 東京朝日新聞一九〇五年六月六日二面「戦利汽船命名」。

(7) 『海事雑報』二〇一号、一九〇五年六月十日発行、四九頁、帝国海
事協会録事欄「緊急会議」。

(8) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C05110157600「極秘明
治三七・八年海戦史 第八部 会計経理 卷四、五付表及付図」のうち

「戦利艦戦利船捕獲船及釈放拿捕船一覽表」（防衛省防衛研究所）。

(9) 東京朝日新聞一九〇八年一月十八日四面「予算内示会」。

(10) 通信省編『通信事業史 第六卷』（財団法人通信協会、一九四一年）
一一一〇―一一三二頁、第十篇「管船」第七章「海事団体」第一節「日
本海員救済会」・第二節「帝国水難救済会」・第三節「帝国海事協会」。

(11) 東京朝日新聞一九〇三年十月十二日一面「故品川子の記念会」。